講演録

# 租税負担能力に応じた課税の実現

-所得控除の意義と最近の議論-

国士舘大学法学部教授

酒 井 克 彦

# ♦ SUMMARY ♦

税務大学校和光校舎では、毎年、税に関する公開講座を開催しているが、本稿は平成 21 年 11 月 11 日 (水) に行われた国士舘大学の酒井克彦教授による講演内容を取りまとめたものである。

本講演では、「租税負担能力に応じた課税の実現」、副題「所得控除の意義と最近の議論」 と題し、前半では租税を「公平に」負担することの重要性や担税力の考え方について身近な 設例を通じて確認し、続いて各種人的控除の中でも注目度の高い配偶者控除及び扶養控除の 制度内容等を概観した後、後半では両控除制度の廃止論が主張される理論的根拠や社会的背 景のほか、所得控除から税額控除への移行という政策転換の流れの中で今後導入が検討され ている給付付き税額控除制度の概要等についても、分かり易く説明されている。

(税大ジャーナル編集部)

	目 次
はじ	こめに
Ι	租税を「公平に」負担することの重要性 ······25
П	負担能力に応じた課税と公平性
Ш	配偶者控除等
IV	扶養控除
V	配偶者控除廃止論
VI	扶養控除の見直しと給付付き税額控除
最後	$\xi$ / $\sim$ 42

#### はじめに

本日は「租税負担能力に応じた課税の実現」 と題してお話申し上げることとなっておりま す。ここでは、所得控除というものを見直す という大きな舵きりをしようとしている新し い政権の考え方を眺めながら、改めて「税」 というものを考えてみたいと思います。

新しい政権になってから毎日のように税制 調査会が開催されております。新政権は、「公 平・透明・納得」という新しい原則を掲げた わけですね。透明だとか納得だとかいう言葉 の意味するものは何なのか、なかなか難しい かもしれませんね。

これまでは「公平・中立・簡素」という言 葉を使ってきたわけですね。租税負担は公平 でなければならない。あるいは中立でなけれ ばならないということもあります。税金がか かるからこれを選択せずにこっちにしような んていう事があると、それは、消費者の選好 を歪めてしまうことになるのですね。

よく言われているのが、バターにしようか マーガリンにしようかといった時に、マーガ リンがバターの代替財であるとすると、バタ ーにだけ税金がかかっているとバターを選択 せずにマーガリンに手が伸びるということに なりますね。代替財のどちらかにだけ税金を 課すということになると、競争の中立性を阻 害するだろうと。そういう租税であってはい けない。ここに中立性を維持する必要性があ るわけです。

また、例えば、本日お話しようとする所得 税は、申告納税制度を前提としていますから、 納税者が自ら税法に従って申告ができなけれ ばならないわけです。したがって、何よりも 税制というのはみんなにとって解りやすいも のでなければならないのであって、あまり複 雑なものでは困りますよね。ところが、今の 税制は非常に難しいですね。税法を普段読ま れている方はご存知だと思いますが、一般の 税法と租税特別措置法はこんなに分厚いです ね。それに1本の条文にしても何回も読まな いと分からないということで、これではなか なか一般の人に、ちゃんと理解をして自ら計 算をして申告をしましょうと言ってもなかな かそうはうまくいかない。そこで「簡素」な税 制が求められているわけです。

そこで今度の政権が挙げた原則はどういう ものかといいますと、先ほど申しましたとお り、「公平・透明・納得」というわけです。「公 平」というのは残りました。ところが、「中立・ 簡素」の代わりに「透明・納得」という言葉 が入ったわけですね。本日はこの新しい政権 下で、税制に関してどういう議論がこれから 展開されていくのかということも関心事項と して、この「公平」な税制とはどういうもの なのかということも考えてみたいというわけ です。ご案内のとおり本日の素材は所得控除 というものです。

そこで、本日のお話の構成についてご説明 し、それに沿ってお話申し上げて行きたいと 思います。

まず最初は租税を「公平」に負担する事の 重要性は何なのか。それを簡単にではありま すが触れておいて、それからお話に入って行 きたいと思います。

次に租税負担能力に応じた課税と公平負担 ということについて。公平に負担をするとい うことは、はたしてどういう意味を持つのか ということです。ここに出てくる大事な言葉 が、「担税力(ability to pay)」という言葉で すね。担税力とは税を負担する力という意味 ですが、この担税力は、いわばマジックワー ドとも言われています。担税力というと、全 部説明がついたように思われますが、担税力 とは果たしてどういうものなのかということ を少し考えてみたいと思います。

そして、3番目4番目からは本題、主議題 に入りますが、まずは3番目に配偶者控除あ るいは配偶者特別控除について、どんな制度 なのかを概観しましょう。そして4番目では 扶養控除について考えてみたいと思います。 更には、この配偶者控除、扶養控除がそれぞ れ廃止、見直しを迫られているということで すので、5番目として、配偶者控除の廃止論 について皆さんと一緒に考えてみたい。

そして6番目としましては、扶養控除の廃 止論すなわち、扶養控除の見直しというもの です。あまり聴きなれない言葉かもしれませ んが、給付付き税額控除というものが、我が 国でも導入を前提として議論されていますの で、諸外国の制度についても若干簡単に触れ て、我が国の税制がどのように展開されてい くのか、あるいはどのようなことが期待され ているのか、できればどんなことが問題点と して内在されているのかを、少し明らかにし て行きたいと思っています。 次をご覧下さい。ここに、本日お話をしよ うと思っています4つのポイントを用意させ ていただきました。

- 1 租税を「公平」に負担することの重要性
- 2 負担能力に応じた課税とは公平な負担を 意味するのか?
- 3 なぜ、配偶者控除や扶養控除の廃止論が 出るのか?
- 4 納める税金ではなく「もらう税金」(マイ ナスの所得税)の制度が実現する?

すなわち、租税を公平に負担するというこ との重要性を理解し、租税負担能力に応じた 課税というのは果たして公平な負担を意味す るのかどうか、そしてなぜ配偶者控除や配偶 者特別控除の廃止論がここに出てくるのだろ うか、そして最後には、税金というと税務署 に納めるものだというイメージがありますが、 逆にですね、税務署からお金がもらえるとい う税金ですね。もらえる税金すなわち、マイ ナスの所得税の制度、こういう制度は、今民 主党が提案しておりますので、そのことにつ いて、どんなものなのかを簡単に確認したい と思っております。

#### I 租税を「公平に」負担することの重要性

さて、前政権下の政府税制調査会では所得 控除というものについていろいろと議論して きたんですね。平成 12 年 7 月に答申「わが 国税制の現状と課題」というものが出ており ます。そこでは、「所得控除制度は、累次の税 制改正においてその種類や加算措置を増やし てきたことによって、制度全体がかなり複雑 になってきています。納税者が置かれた状況 の差異によって税負担に差異を設けることに は自ずから限界があると考えられ、所得控除 については、それぞれの控除が設けられてい る趣旨・背景を踏まえながら、経済社会の構 造変化を勘案しつつ、公平性・中立性を損な っている点はないか、簡素化、集約化の余地 はないか、検討を加えていく必要がありま す。」というように述べられております。

そこで、まず所得控除には何があるかを基 本的なところだけお話しなければいけません。 所得税、すなわち個人に対する税金ですね。 個人が何か利益を得たときにかかる税金の制 度を、所得税法という法律に書いてあります が、その所得税法はどのようにして個人の税 金を計算させるかといいますと、得られた利 益というのは、得た収入からかかった費用を 引くわけですね。収入からかかった費用を引 いて所得を算出します。その所得に税金がか かるという仕組みですね。ですから所得税と いうわけですが、ただ所得に税率を直接何パ ーセントとかけるのではありません。それぞ れの人がそれぞれの生活スタイルや、それぞ れの置かれている状況が違いますね。その置 かれている状況などを勘案して、勘案した結 果に、税率を適用しようというわけです。そ こで出てくるのが所得控除というものです。

ご存知の通り所得控除というのは、例えば 一番関心が高いのは医療費控除であったりし ますね。医者にかかってある一定程度以上の 出費があった人については、医療費控除とい うことで、得られた所得から、一定の控除を 引いてあげた結果残った金額に税率をかける と。これが所得控除というわけです。

〔図表1〕

○ 人的控除の概要

$\sim$		創設年	対象者	控修	余額	本人の所得要件	
			剧政牛	刘承有	所得税	個人住民税	本人の所得安性
		基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	
基	配	控除対象配偶者	昭和36年 (1961年)	<ul> <li>生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得 が38万円以下である者</li> </ul>	38万円	33万円	
礎	偶者控	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・ 年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
的 な	除	(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	<ul> <li>上記の者が特別障害者で、かつ、同居して いる場合</li> </ul>	+35万円	+23万円	
		扶養親族	昭和25年 (1950年)	<ul> <li>生計を一にする親族等で、かつ、年間所得 が38万円以下である者</li> </ul>	38万円	33万円	
的	扶養	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・ 年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
控	食控	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・ 年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
除	除	(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	<ul> <li>上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合</li> </ul>	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・ 老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
特		障害者控除	昭和25年 (1950年)	<ul> <li>本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合</li> </ul>	27万円	26万円	
別		(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	<ul> <li>上記の者が特別障害者である場合</li> </ul>	40万円	30万円	
が な 人		寡 婦 控 除	昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ① 夫と死別したもの ② 夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、 扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
的		(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	<ul> <li>- 寡婦で、扶養親族である子を有するもの</li> </ul>	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
控		寡 夫 控 除	昭和56年 (1981年)	<ul> <li>・ 妻と死別又は離婚をして扶養親族である 子を有する者</li> </ul>	27万円	26万円	年間所得500万円以下
除		勤劳学生控除	昭和26年 (1951年)	<ul> <li>本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等</li> </ul>	27万円	26万円	年間所得65万円以下 かつ給与所得等以外が 10万円以下

(政府税制調査会資料)

所得控除の中には、人的控除というものと それ以外の控除があります。今お話を申し上 げた医療費控除というのは、それ以外の控除 ですが、図表1をご覧ください。人的控除と いうものがありまして、「基礎的な人的控除」 と「特別な人的控除」というように書いてあ ります。どのようなものがあるかというと、 まずは基礎控除というのがあります。それ以 外に配偶者控除、いろいろな種類があります ね。その次に扶養控除というのがあります。 特別な人的控除としては、障害者控除という のがあって、寡婦控除、ご主人と死別したり 離別したりした人が受ける控除ですね。ある いは、寡父控除。これはシングルファザーの ことですね。一定の要件の下で奥さんと死別 したりした場合に得られる控除。あるいは勤 労学生控除。このようなものが人的控除であ りまして、人的控除以外にもさまざまな控除 があります。

詳しく申し上げますと、我が国の所得税法 は、所得控除と税額控除とを税率適用前の控 除と税率適用後の控除というかたちで設けて おります。所得控除としては、雑損控除、例 えば盗難にあったとか、あるいは火災にあっ たとか、そういう場合に損した分だけ所得金 額を引いてあげましょうという控除。医療費 控除は先程申しました。あるいは社会保険料 控除ですね。どれだけ社会保険料を払ってい たのか、その分だけ所得から引いてあげまし ょう。あるいは、小規模企業共済等掛金控除、

生命保険料控除、損害保険料控除、こういっ た保険類に関する支出も控除対象とされてい る。あるいは、寄付をした場合には寄附金控 除を受けることができます。その次に、障害 者控除、寡婦(父)控除、勤労学生控除、配 偶者控除、扶養控除、基礎控除、これらは、 さきほどお話をした人的控除というものにな るわけです。

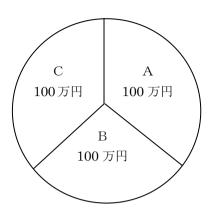
これらの所得控除を所得から差し引いた残 りの金額に税率を適用して、算出された税額 がいわゆる納付すべき税額になりそうですが、 これをXとしましょう。Xから更に税額控除 というものを引いてあげます。これは後々お 話しが出てまいりますので、先にここでご説 明しておきます。Xから税額控除を引いて、 源泉徴収税額とか先に納めていた予定納税額 などを引いて、その結果が納付すべき税額と いうことですね、納付税額になるわけです。 今お話を申し上げたのは、所得から引いてあ げるべき控除として、所得控除、税額から引 いてあげるべき控除として、税額控除という ものがありますということです。

ですから、所得金額にいきなり税金をかけ るのではなくて、所得金額から所得控除を引 いてそこに税率をかけたものを一回算出して、 その算出されたものから今度は、もう一つ別 の名前の税額控除というものを引いてあげて、 納付すべき税額を算出すると、こんな仕組み になっているわけです。ご存知の人にとって はつまらない話で大変恐縮ですが、こういう 仕組みになっています。

それでは今お話を申し上げました所得控除 というものが、果たして何で必要なのかとい うことにお話を進めて行きたいと思っており ます。

例えばですね、すごく小さな世界を頭にお いていただければと思います。とても小さな 国に A さんと B さんと C さんという人が住 んでいたとしますね。この人達はそれぞれバ ラバラに生活をしていますが、国家形成、共 同体として、一緒に生活をがんばっていこう という事になってきますと、お互いに約束事 がいろいろと出てきたりします。そこで暗黙 の了解のうちにお互いの悪口を言うのはやめ ようとか、人の家に行って勝手に冷蔵庫から 物を取って食べちゃいけないとか、そういう ルールができて法というものが段々形成され て行くわけですね。





A、B、C さんが 3 人でルールすなわち、「法」 を作ってやっているわけですが、実はどうし ても共通の費用がかかるということになるわ けですね。これは、分かりやすく言えば、A さんとBさんとの家の間にどうしても渡れな い川があるから何とか橋を作ろうという話に なれば、じゃあ、お金出し合おう、そこは C さんも行くのだから 3 人で橋を作るお金を出 し合おうじゃないかと。あるいは A さん B さ ん C さん連絡取りづらいから電話をつなごう、 これもお金がかかりますよね。そういうとこ ろで、共通経費の認識というのが段々出てく るわけですよね。

そこで、例えば、年間 300 万円どうしても かかるという事になったとすると、この 300 万円をどうやって負担をしようかということ になるわけですね。パイの取り合い、押し付 け合いみたいなものですね。A、B、C さんが まず考えるのは、やはり、公平に負担しよう ということになるわけです。税金というのは 皆さん、感覚的に分かりますとおり、消費税 が上がるというと嫌がるのですが、でも本当 に嫌なのは、「あなたの消費分だけ消費税を上 げる」となるのが一番いやだと思います。「何 で自分だけ?」という話になりますでしょう。

つまり、税というのは、全員が公平に負担 するのであれば納得できるけど、自分だけ重 い負担を課せられるのは納得できない。これ はまあ、心情的には分かりやすいのではない かと思います。そうすると、この 300 万円を どう公平に負担すべきか、というところから 先ずスタートするわけですが、原始的な考え 方からすれば、とりあえず簡単に頭割りをし ようということで、割勘を考えるわけです。 したがって、A、B、C さんは割勘をすること にしました。すなわち、それぞれが 100 万円 ずつ負担しようということで約束をしたわけ です(図表2)。

このように、いくらの税金をそれぞれが負 担しよう、と決めるということはどういうこ とかというと、これは我が国の場合は、どの ような形でルールを決めるかといいますと、 憲法 41 条が予定していますとおり、国会を 通じて法律を制定するということになるわけ です。すなわち A、B、C は、話し合ってル ールを作り、その法律に基づいて、それぞれ 100 万円ずつ負担することにしようと決める ことになるわけです。このことは、簡単に言 えば、自分達でルールを決めたということは 自分で自分の負担額を決めたということを意 味しますから、その負担すべき部分を納める 義務が発生することになります。法律に従っ て課税を受けるということを意味するわけで すが、憲法 84 条が規定している「租税法律 主義」というのはこういうことです。いくら の所得があればいくらの税金を負担するとい うことを自分達で決めたわけですね。それな ら、自分達で決めたとおりに負担をしなけれ ばならない。他方、自分達で決めた以外のル ールに従う必要がありますでしょうか。その ようなルールは自分たちの承認するところで はないから、そのようなルールに従って負担 をする必要はないということになるわけです。 つまり、法律以外に租税を負担させるルール は存在しないといってもよいわけです。租税 法律主義にはそういう意味もあるわけです。

したがって、原則としては、法律以外のル

ールによって根拠なく経済的負担を強いられ ることはあり得ないわけでありまして、その ような負担の要求に応じる必要はないわけで す。それはいわゆる財産権の侵害であり憲法 29 条に反することになるのはご案内のとお りです。要するに、このように自分達の承認、

これを「自己同意」といいますが、自己同意 が存在するルールにのみ従って租税が負担さ れることになるわけです。

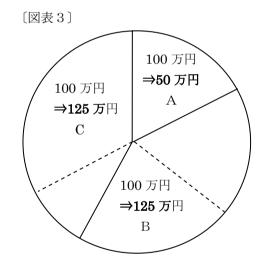
したがって、租税を「公平」に負担をする かどうかというのは、租税負担のルールの決 定者である自分達が何を「公平」と考えるか というところに大きく依存しているわけです。 したがって、「公平」というのはその社会ごと に異なるものともなり得るわけです。その社 会の構成員の考え方に依存するということに なるわけです。

先ほども申しましたとおり、租税法領域に おいて、「公平」というのは非常に重要な概念 であります。自民党政権下で、「公平・中立・ 簡素」と言っていたそれが今度新しく民主党 政権になっても、「公平」は残りました。それ だけ「公平」概念は非常に重く考えられてい るわけです。

さて、「公平」と言っても実は簡単ではない。 「公平」に負担をしようと言っても、何が「公 平」かというと、必ずしも明らかではない。

「公平」と言う言葉の持っている意味も難し いですし、どうすれば「公平」が担保されるの かと考えることも難しい。なぜかと言うと、 皆さんにはお伝えしませんでしたが、実はこ の中のAさんはですね、寝たきり老人なんで すよ。今初めて情報が入りましたが、寝たき り老人だと。一方、CさんやBさんは、働き 感りの 40 代でバリバリ働いている。寝食忘 れて働くくらいの人達なんですね。この寝た きりのおじいさん、障害者ですね。みんな 100 万円で公平だろうか、と考える。社会が成熟 してくると、そこでいう「公平」の観念とい うのも段々と変わってくるわけですね。

しかし段々と成熟してくると、さすがに A さんに100万円払ってもらうのはかわいそう だよねというふうに、B さんも C さんも思う わけですね。では、負担割合を変えようとい うことになる。それでも公共のインフラは利 用するでしょうから、例えば、半分だけ負担 してもらえればよいでしょう、というように 変わってくる。3人で話し合えばいいわけで す。法律は自分たちで自己同意によって改正 することができるのです。そうすると、Aさ んの減税分である 50 万円が足らなくなって しまっては、彼らが考えている社会が維持で きないので、その分は B さんと C さんが負担 をするということで、たとえばBさん、Cさ んの分を125万円に修正することになる(図 表3)。



当初 100 万円ずつ負担するのが「公平」だ と思っていましたが、成熟した社会において は A さんが 50 万円、B さん C さんが 125 万 円ずつ負担するということこそが、「公平」だ という事になるわけです。「公平」と言うのは 社会的事情や様々な要因によって変わり得る ものだと思うのです。一見すると 125 万円の 負担者と 50 万円の負担者が混在している社 会ではありますが、これが私たちにとっての 「公平」観念であり、我が国の所得税法はこ のような考え方を採用しているわけです。

このことを最初に申し上げました「担税力」 という言葉で説明すると、A さんは担税力が 弱いとか低いと説明することができます。担 税力とは、税金を負担する力ですから、B さ んやCさんに比べてAさんは税金を負担する 力が弱いというわけです。担税力という言葉 が分かりづらければ、例えば、経済力とか、 購買力という言い方をしても差し当たり間違 いないでしょう。この担税力についてはいろ いろな説明の仕方がされていますが、今日は この抽象的なご説明に止めます。

さて、A さんは担税力が弱いのだというふ うに考え、税金を減免するという仕組みが所 得控除の根拠の中心となります。

すなわち、例えば、なぜ医療費控除が認め られているかというとですね、医者にしょっ ちゅうかかり、けがや病気でかわいそうだか ら税金の負担を下げてあげようというわけじ ゃないのです。かわいそうだからじゃなくて、 担税力が低いから税負担を軽くするというだ けです。感情が入っているわけではないので す。

なぜ障害者控除が認められているかという とですね、かわいそうだという面で見ている わけではないのです。障害者も一個の — 私、 障害者とか健常者とかいう言葉はあまり好き ではないのですが — 普通の人と変わらな いのだと、そういう発想なのです。しかし、 いろいろと経済的負担が多いですよね。例え ば交通アクセスにしてもですね、いろいろな 面で経済的負担が重いので、だからこの障害 者の人達は、その分だけの担税力が弱いんだ と、そのように考えるわけです。昔はですね、 障害者に対する見方が、いわゆる庇護をする みたいな形で、捉えられてきたきらいもある ことはあるんです。

しかしながら障害は、いわゆる個性であり、 障害者も当然、確固とした個人でありますか ら、そういう見方はむしろ失礼でありまして、 そうではなくて、経済的な負担が重いのだと。 障害者じゃない人に比べてですね。そういう ところを、担税力が弱いからというふうに説 明をしているわけです。あるいは、納税者本 人が障害者でなくとも、扶養親族に障害者が いる場合も同じです。ちなみに、条文では「障 害者」は「害」という字を使っていますが、 別に「害」を持っている人ではないのだから、

「障がい者」と改正すべきではないかと思い ます。

では次に、本日の話題の中心である扶養控 除ですが、扶養控除というのは、例えば、お 子さんがいる場合にですね、お子さんがいな い家庭とお子さんがいる家庭を考えると ---お子さんがいる家庭と言っても、お子さ んその人が独立した経済力を持っているので あれば問題はないのですが、経済力の無い、 例えば小中高生のような子供の場合はですね ---子供を養っているだけで、経済的負担が あるわけですから、その納税者は、子供がい るということで担税力が弱いということにな ります。そこで、一人当たり 38 万円分だけ 控除してあげましょうということです。

あるいは配偶者についても、これは後で議 論いたしますが、配偶者も扶養控除と同じよ うに、働いてない奥さんがいるということは、 それだけその人を養わなければいけないのだ から、そうすると、どうしても経済的負担が 納税者にかかります。したがって働いてない 奥さんがいた場合には、その奥さんについて 38万円の控除をしてあげましょう、というよ うな議論をするわけですね。人的控除につい ては、原則的に担税力というところに、メル クマールを設けているとお考えいただいてよ ろしいかと思います。ここまでざっくりと所 得控除というものを先にお話申し上げました。

### Ⅱ 負担能力に応じた課税と公平性

そもそも「租税は国民の間に担税力に応じ て公平に配分されなければならない」と言わ れています。このことは「租税公平主義」と いうような言い方でも説明されますが、ここ で「公平」とは、「もともとは、近代法の基本 原則である平等原則の課税分野における表現 である」と言われておりまして、平等原則と は皆さんご存知のとおり、憲法 14 条を基礎 とする考え方ですね。すなわち、「同一の状況 にある者は同一に、異なる状況にある者は異 なって、課税上取り扱われるべきである」と いうように説明されたりするわけです。

アダム・スミスという大変有名な学者の言 葉がありますが、「あらゆる国家の臣民は、各 人の能力にできるだけ比例して、いいかえれ ば、かれらがそれぞれ国家の保護のもとに享 受する収入に比例して、政府を維持するため に、貢献すべきものである。」と。租税は各人 の能力に応じて負担をしなければいけないと いう発想なんですね。もう少し言うと、そも そも、所得税というもの自体がこの能力に応 じた課税という考え方を基礎としたものであ るといえるのです。すなわち、所得税法では、

「所得」そのものの大きさを担税力の指標と みて課税ルールが構築されているのです。

所得税のことをあまりご存知でない方のた めに念のためお話申し上げますと、所得税法 では、まず所得を 10 種類に分けます。利子 所得とか配当所得とか、不動産所得、事業所 得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所 得、一時所得、雑所得に分けるわけですが、 それはなぜかというと、それぞれの所得に担 税力の違いがあると考えるからです。例えば 簡単に言うと、利子所得はですね、銀行にお 金さえ預けておけば勝手に入ってくるので、 そんなに苦労も何もしなくて入ってくる。こ のようなことから、利子所得には経費を控除 することさえ認められていない。

それに対して、事業所得のようなものはや

はりいろいろ経費がかかりますから、経費を ちゃんと引くようになっています。退職所得 のようなものは、退職金として課税されるも のですね。多くの人はだいたい一生に一回し か退職金をもらえない。したがって、そこに 税金をはたして全額課税するのはいかがなも のか、というように考えます。そうすると、 回帰性のない、一回限りの所得、ほかにも例 えば一時所得というものがありますね。お金 を拾ったり宝くじに当たったり、競馬の馬券 で当たったり、ほとんどしょっちゅう起こる 事のないような、そういう一回限りのような 所得というのは、もともと担税力が弱いと考 えるわけです。

アパートの家賃収入などと比べてみてくだ さい。アパートなどを人に貸しているだけで 継続して家賃収入が入ってくるものは担税力 が比較的強いといえるのに対して、たまたま 一回しか入ってこないようなものは担税力が 弱いだろう。このように考えて、所得の種類・ 源泉、すなわちどういう形で所得が発生した のかによって、担税力がそれぞれ違うという 観点から、所得税法は所得の種類に応じて、 課税所得の計算や税額計算の仕方を変えてい るわけです。そのこと自体は本日のテーマで はありませんので、あまり深入りはいたしま せん。

今お話申し上げております担税力に応じた 課税というものが、所得控除を説明するのに 一番説明しやすいのです。

東京大学名誉教授の金子宏先生は、所得が 担税力の尺度として優れているのだというこ とを言っておられます。累進税率の適用を可 能にしている、我が国の所得税法は、所得の 多い人ほど税率が高くなる仕組みを採用して おりますが、これに加えて、基礎控除その他 の人的控除や、「負の所得税」(negative income tax)、などの制度を通じて最低生活 水準(minimum standard of living)の保障 を図ることが可能であるから、所得税は、富 の再分配や社会保障の充実の要請に最もよく 合致する、というように説明をされています。 そこで金子先生は、所得税は担税力の尺度と して最も優れた税であると言われているんで すね。すなわち、今申し上げた担税力という ものに応じた課税をするということは、非常 に大事であって、その要請に一番適うのが所 得税だ、ということです。

いろいろな税制がある中で、所得税制がな ぜ担税力に応じた課税ができるかという理由 は、今申しましたような制度設計を組み込め るからなんですね。人それぞれの生活様式や 事情が異なる。泥棒にあった人に、損した分 だけ担税力が弱いといって控除を認める。病 院にかかって高額な医療費を負担している人 に、担税力が減殺されている点を考慮して控 除を認める。多様な生活様式や個別事情にで き得る限り対応して、担税力に応じた課税を 実現しようとするのが所得税法なのですね。

続いて、「担税力に応じた課税と課税最低 限」のお話をいたします。この担税力に応じ た課税の実現というものを考えるためには、 どうしても、課税最低限という言葉、あるい は、最低生活費という概念を抜きにしては語 れないんですね。この課税最低限とかあるい は最低生活費とかですね、こういう概念はど ういうことかというと、国民はですね、ご存 知の通り最低限文化的な生活が営めるように、 それは保障されているわけです。これは憲法 25条の要請するところでありまして、したが って、所得があったら課税をするという大原 則がありながらも、絶対にこの部分は課税し ちゃいけないという部分があるわけなんです。 そこまで課税されたら最低生活費が侵食され てしまって生活が成り立たない。それでは憲 法の要請に従うことになりませんね。したが って、最低生活を保障するべき部分について、 税金は手を出してはいけないということにな ります。したがって、今お話している担税力 に応じた課税というものの中には、そういう

意味合いをも込めて議論する必要があります。

通説によれば、「担税力に応じた課税」と租 税の「公平」ないし「中立」は、憲法14条1 項の命ずるところであるとされています。「担 税力に即した課税」が要請されるということ は、憲法上、「担税力」のない国民に対しては 税負担をさせないという要請をしていること が前提とされているはずであります。憲法は 25条1項において「すべての国民は、健康で 文化的な最低限度の生活を営む権利を有す る」としていますが、更にその2項において

「国は、すべての生活部面について、社会福 祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に 努めなければならない」と規定しております。 あるいは 13 条において「生命、自由及び幸 福追求に対する国民の権利については、公共 の福祉に反しない限り、立法その他の国政の 上で、最大の尊重を必要とする」という要請 があることを考えますと、憲法は国民の幸福 追求権を公共の福祉に反しない限りにおいて 尊重すべきであるということになります。た だ一方で、公共の福祉のために、「健康で文化 的な最低限度の生活を営む権利」にまで財産 権が侵食されるということは許されているわ けではないんですね。ここは確認の程度にし ておきましょう。

したがって、健康で文化的な最低限度の生 活を保障するためにはどうしたらいいかとい うと、そこで出てきます所得控除に、基礎控 除というものがあります。基礎控除というの は、国民がこの部分は文化的な生活を営むた めには、どうしても税金を課してはいけない という部分なんです。これが今いくらかとい うと、38万円認められておりまして、1年間 に 38万円部分は確保させておかなければな らないということです。38万円で1年生活で きますかね。金額の問題は、非常に低いとい う気がしなくもないのですが、だいぶ前に決 められた法律で、基礎控除の改正をすべきで はないかという意見ももちろんあるわけです。 額のお話は本日は時間がありませんので触れ ないことにしますが、この 38 万円部分につ いては税金を課さないと所得税法が予定して いるわけです。

ところで、さきほど少し話に出ました扶養 控除と配偶者控除との関係を考えてみたいわ けですが、扶養控除も、やはり扶養親族が一 人いると、その分だけ生活に負担がかかりま すので、そこに税金が手を出してはいかんと 見ることができるわけです。ちなみに扶養控 除も配偶者控除も一人につき 38 万円です。 基礎控除も 38 万円ですね。で、独身一人で 生活をしている人にとっては、この 38 万円 があれば一応法律上の考え方としては、最低 限の文化的な生活が営まれますので、この部 分は税金かからないよというふうになるわけ です。

私に働いていない奥さんがいたとしますと、 自分の分の最低限必要な 38 万円だけでは生 活できないんですね。奥さんの分も生活費を 確保しなければなりませんから。そうすると、 配偶者控除が必要になります。ですから、私 が妻と二人暮しの場合は38万円×2の76万 円という金額には税金がかからない仕組みに しておかなければならないわけですね。更に 子供が一人いるとします。この 76 万円では 子供の分まで養う最低生活保障ができません ので、子供一人の扶養控除がやはり38万円。 このような仕組みになっていまして、そこで もう一人扶養親族がいると、もう一人分扶養 控除が増える、こんなことになるわけですね。 こんなふうにして税金がかからない範囲とい うのが、積み上げ方式のような形でできてい るというふうに説明することができるわけで す (図表4)。

〔図表4〕

扶 養 控 除 38 万 円	(二人目の子供)
扶 養 控 除 38 万 円	(一人目の子供)
配偶者控除 38 万 円	(妻)
基礎控除 38万円	(自分)

#### Ⅲ 配偶者控除等

さて、どういうものが配偶者控除で、どう いうものが扶養控除なのかについて見ていき ましょう。配偶者控除は、所得税法 83 条に 規定があります。配偶者に関しては、このほ かにも配偶者特別控除が所得税法 83 条の 2 に規定されていますが、配偶者控除と配偶者 特別控除というのは、いわば、2 つで 1 つの 機能を有していると言ってもいいかもしれま せん。

「103 万円の壁」というものは多くの方が ご存知だと思いますが、例えば、奥さんがな さっているパートの収入が103万円を超えて しまうと、配偶者控除が受けられなくなると いうことがあるわけですね。なぜ103万円か というのは、所得税の計算は収入から経費を 引いて所得を算出するわけですが、収入が 103万円の場合、65万円まで経費的な性質を 有するといわれている給与所得控除が認めら れているんですね。

したがって、103 万円の収入があって、こ こから 65 万円の控除が認められているので、 そうすると奥さんの所得金額は 38 万円にな るわけですが、配偶者控除は、配偶者が 38 万円を超える所得を有する場合には適用でき ないこととされているのです。

所得税法 83条は、「居住者が控除対象配偶

者を有する場合には、その居住者のその年分 の総所得金額、退職所得金額または山林所得 金額から 38万円を控除する。」と規定されて います。ここで言うところの、控除対象配偶 者というのは、合計の所得金額が 38万円を 超えていない者を指すのです(所法2①三十 三)。従いまして、奥さんの所得金額が 38万 円を少しでも超えてしまうと、すなわち収入 ベースで言うと103万円を少しでも超えてし まうと、もう配偶者控除を受けられなくなっ てしまう。

そこで、就業調整ということをして、奥さんがそんなに稼がないように、旦那さんが奥さんに、パートの身であまり稼ぎすぎちゃうと困るぞ、僕の税金が増えちゃうからな。」ということで、奥さんの労働抑制を図ろうという、そういう傾向があるというのです。このことを、いわば「103万円の壁」と言うわけですね。しかしながら、「103万円の壁」というのは誤解なのです。

〔図表5〕

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001 円~399,999 円	38 万円
400,000 円~449,999 円	36 万円
450,000 円~499,999 円	31 万円
500,000 円~549,999 円	26 万円
550,000 円~599,999 円	21 万円
600,000 円~649,999 円	16 万円
$650,000$ 円 $\sim 699,999$ 円	11 万円
700,000 円~749,999 円	6万円
750,000 円~759,999 円	3万円

図表5をご覧ください。奥さんの年収が 103万円を1円でも超えてしまうと配偶者控 除が受けられない、これは正しいのです。し かしながら、その代わりに配偶者特別控除が 受けられる仕組みになっていて、103万円か ら1円超えた場合には、すなわち所得でいう と380,001円~399,999円までは38万円 の配偶者特別控除が受けられるようになって いるわけですね。次に、奥さんが40万円の 所得になってしまうと36万円の控除になる。 50万円だと26万円と、段々下がっていくん ですね。いきなり、奥さんの所得が38万円 を超えたら控除がなくなってしまうようなこ とにならないように、上手くフェードアウト させるために「消失控除」という方式をとっ ていまして、こういう形で少しずつ控除が減 っていく仕組みになっています。結果的には、 奥さんの年収が140万円のところまで控除を 受けられるのですね。すなわち140万円とい うことは所得ベースで76万円ですね。

では配偶者控除の理論的根拠はどこにある のでしょうか。配偶者控除については2つの 説明の仕方があります。実は学説もいろいろ ありますが大きく分けて、2つの観点から説 明する事ができると思います。

1 つ目の説明の仕方は、さきほど申し上げ たところではありますが、担税力に応じた課 税をするということ。すなわち、例えば、納 税者に所得のない配偶者がいるということで、 それを担税力の減殺要因であると考える捉え 方です。例えば、大阪地裁の昭和36年9月 19日判決(行裁例集12巻9号1801頁)が あります。当時は、配偶者控除は扶養控除と されていたのです。つまり、配偶者控除とい う枠はとくになくて、所得のない配偶者を有 する納税者は扶養控除を受けることができた のですね。扶養控除の中にあったものを後で 枝分かれさせたんですね、配偶者控除と扶養 控除を。配偶者控除が扶養控除から独立する 前の時代の判決ですが、そこでは、扶養親族 のない者とこれのある者、又は扶養親族の少 ない者と多い者とでは、それぞれの担税力に 差異があるから扶養控除の規定があるのだと 説明をしておりまして、判決自体はこの担税 力に差異があるというところに関心を置いて いるわけです。したがって、基礎控除とか扶

養控除と同じように、やはり一世帯の課税の 最低限を設定するというように捉えておりま して、この立場からの説示が示されているわ けです。

この担税力の減殺要因としての配偶者控除 という見方には、ある意味では疑問視される ところもあります。というのは、私のさきほ どの説明振りですと、むしろ所得のない、あ るいは所得の少ない配偶者の存在は家計に負 担をかける存在であり、子供たちと同じよう に扱われているという見方がなされていると 見ることができるわけですね。

しかしながら、例えば、奥さんは奥さんで 一生懸命働いているわけですよ。扶養を受け る者、例えば子供達は、お父さんに衣食住を 依存しておりその他の様々な経済的負担の下 で扶養されているかもしれないですが、奥さ んをそのような立場で捉えるべきでなのでし ょうか。むしろ、妻は夫と同じ立場にあって、 扶養義務を履行する側ですね。子供を育てる 側ですよね。立場としては、納税者と同じ立 場で、納税者の所得稼得活動を補佐し、納税 者のかかる活動をいわば共同して行っている とみることもできるのではないか。単なる扶 養親族と同じものとして見る見方は間違って いるのではないかという考え方も当然出てく るわけです。夫しか働いてない片稼ぎ世帯で 夫が稼いでこれるのは、それはむしろ妻が内 助の功を発揮しているからだという見方がで きるわけです。妻が夫に食事の支度など家事 労働をしないということになれば、もしかし たらですよ、夫の所得が1.000万円だったも のが、800万円になってしまうかもしれない わけですね。それは、簡単には計りようがな い議論に足を踏み込むことにもなりますが、

一つの理屈としてはおかしくないわけですね。

そこで、単なる担税力の観点からの観察に は疑問があるのではないかという反論が起こ り得るわけです。このことは、配偶者の存在 が担税力を本当に減殺させているのかという 観点からの問題提起を出発点として、「内助の 功」によって、より高い所得獲得に貢献する 配偶者という観念に繋がるのです。つまり、 単なる扶養親族としての消費人数「1人」とい う意味を超えて、むしろ、所得稼得に寄与す る家族構成員の1人として捉え直すことがで きるとすれば、妻の存在は、単純に担税力の 減殺を意味するものとは言えないのではない か、担税力が、所得のない配偶者がいるから 担税力が低いというのではなくて、むしろそ の配偶者がいるから担税力が高い所得稼得活 動ができたのだ。このような見方からは、配 偶者控除の意義を「内助の功」を評価したも のとして捉えることになるわけです。例えば 配偶者特別控除の創設の理由、これは、当時 の政府税制調査会では、給与所得の世帯での

「所得の稼得に対する配偶者の貢献といった 事情をも念頭に置きつつ、世帯としての税負 担の軽減を図る趣旨」というように説明をし ておりまして、直接「内助の功」という言葉 を使ってはいないかもしれませんが、所得の 稼得に対する配偶者の貢献ということを前面 に打ち出して、この制度の説明をしようとし ていることが見て取れるわけです。

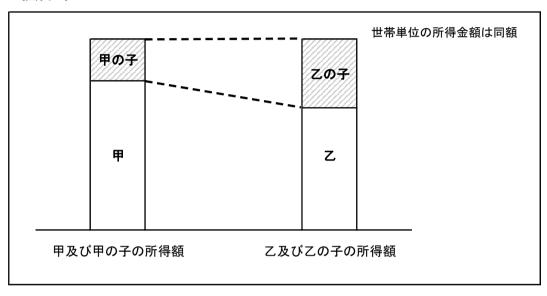
そもそも「内助の功」という概念について は、「男性は生産活動、女性は再生産活動」と いう役割分担が形成される中にあって、働く 夫を妻が支えることを前提とした産物である とも言われていまして、そういう視角からす れば、配偶者控除は、労働供給の面から専業 主婦の存在は不可欠として価値が高まってい たことの現れであると指摘することができる かもしれません。こういう観点から「内助の 功」が評価されるために、改めてこの控除を 作ったのだと説明がされているともいわれて います。

したがって、配偶者控除といっても一概に 担税力の減殺要因としてというよりも、むし ろ一方で、配偶者の「内助の功」の評価とし て、税金の計算に反映させるために控除しよ うという制度として捉えるわけです。ややく どくなりましたが、この二つの捉え方がある ということを、まずはご説明申し上げたいと 思います。

# Ⅳ 扶養控除

一方、扶養控除については、その制度設計

自体の意味はそれほど難しくはなくて、担税 力の減殺要因として説明するというのが一般 的です。すなわち、担税力の減殺要因という ことは扶養親族が一人いるとそれだけ税金を 負担する力が減る、ということで説明をして おりますので、その辺りについては、理解し やすいところですね。



ところが、若干気になる問題がありまして、 図表6をご覧ください。扶養控除制度という のは扶養親族がいればその扶養に係る担税力 の減殺分を控除するという仕組みですが、例 えば、ここに二つの世帯があったとします。 甲さん一家とこさん一家とします。縦軸が所 得の大きさを表しているとすると、お父さん の甲さんは、結構稼ぐんですね。こお父さん は、甲さんほど稼いでないので、こさんの家 では家計が苦しいんです。

そこで、乙さんの家では子供が家計の足し にということで働かなければならない。一生 懸命働いてやっとある程度の所得金額になり ました。甲さんの家はお父さんの所得が大き いので、子供は働かなくてもいいのですが、 それでも小遣い稼ぎのアルバイトをしたいと いって子供が少し働いている。そして、その 2 つの家計を比べて結果的に所得金額が同じ になったとしましょう。すなわち、甲さんの 所得と甲の子供がアルバイトで稼いだ金額の 合計額と、乙さんの所得と家計をなんとか支 えなきゃいけないと思って、がんばって得ら れた乙の子供の所得の合計額が一致したとし ます。世帯全体で見ると同じ所得を得たんで すが、ところが問題はですね、どっちが生活 が苦しいかというと、乙さんの方。しかし、 扶養控除を受けられるのはどっちかというと、 甲さんの方だけしか受けられないわけです。

扶養控除の問題を世帯単位で考えてみると、 こういう問題が出てくるのです。

〔図表6〕

#### V 配偶者控除廃止論

さて、ここからは、最近の議論に話をシフ トしていきたいと思います(講演は平成21年 11月11日現在)。現在、配偶者控除を廃止し ようという提案がなされています。最近の議 論として平成14年6月付けの政府税制調査 会では、配偶者控除については、税制として 簡素化・集約化を進めることが必要であると 言っております。更に民主党は、税制抜本改 革のアクションプログラムの中で、「所得控除 から手当て・税額控除へ」というスローガン の下、この配偶者控除と扶養控除を廃止しよ うという提案をしております。これは連日報 道で示されておりますので、もうご存知かも しれませんが、報道では中学卒業までの子供 を有する家計に月2万6千円の子育て支援― これを子供手当てという言い方をしていると 思いますが―それを実施するとされています。

この議論は、高校生までの学費の無料化、 無償化という議論と非常に関係性が高い議論 であると理解しております。

まだ、具体的にこうなるという青写真が示 されるまでには至っておりませんので、そこ は皆様に引き続き、政府税制調査会の動きな どによく注視していただきたいと思います。 もっとも、配偶者控除を廃止しようという議 論は前からあったわけです。

そこで少し考えてみたいのは、家計を一つ の単位とした場合の担税力の比較についての 議論です。例えばですね、共稼ぎの夫婦と片 稼ぎの夫婦とで担税力が違うというように言 うけれど、果たしてどういう議論があるのか ということを見ておく必要があろうかと思い ます。主婦等の家事労働は、共稼ぎ世帯、こ こでは共畑さんという名前にしましょう。分 かりやすいですね。共畑さんとですね、片畑 さんという人が二つの世帯があったとします。 そこで問題はどちらの世帯がより税金を負担 する経済的能力があるかという事を考えるの です。 なお、ここでは「片稼ぎ」という言葉を使い ます。「片働き」という言葉を使いません。な ぜかというと、専業主婦は働いていないのか というふうに語弊がありますよね、片働きと いうと。したがって片稼ぎと共稼ぎというこ とにしたいと思いますが、ここで大事なこと は、基準を合わせなければならない。したが って、両方とも奥さんと旦那さん合わせて、 1,000 万円の所得があるとしましょう。片畑 さんの場合は、旦那さんだけで 1,000 万円の 所得がある。この夫婦で単純に見るとですね、 両方とも税負担が同じにならなければいけな いはずです。税負担の不均衡があってはいけ ないわけです。

なぜかというと、最初にお話したとおり、 どちらかにだけ税金を負担するのを高くして しまうと、中立性の原則に反するんですね。 その中立性を阻害しないためにも、同じ負担 にさせたほうがいいとは思うのですが、実は よく考えてみるとこの共畑さんはですね、片 畑さんと違って損をしているともいえます。 いろいろな面で。

例えば一つの例ですが、共畑さんは、子供 を育てるのにどうしても二人とも日中家にい ませんので、ベビーシッターが必要になった りします。そうするとベビーシッター代が必 要になるかもしれない。あるいは、片畑さん は共畑さんと違って奥さんが家にいますので、 いろいろと情報を得て安いお店で安い商品を 買いに行ったり、バーゲンセールに行く時間 的余裕がある。それに対して、共畑さんは、 バーゲンセールに行けない。共畑さん宅では 食事を作る時間を作れないので外食が増える。

こんなことを考えていくと、同じ1,000万 円に対する所得だといって、担税力に差異は ないとは単純に見れないのではないかという 意見が出てくるわけです。そうするとこのこ とは、共畑さんの方が、実は税金を負担する 力が弱いのではないかというような議論に繋 がります。にもかかわらず、税制上の考慮と して配偶者控除はむしろ片畑さんの方しか受 けられないのはおかしいのではないかと、こ のような議論になる。このように考えると、 中立性は担保されているのかという疑問が惹 起されるわけです。

二つ目の議論としては、少しだけ難しいの ですが、帰属所得(インピューテッド・イン カム)という概念があります。どういうこと かと言いますと、例えば自分の家を持ってい る人は、家賃を払わなくていい。家賃を払わ なくていいということは、それだけ家を借り ている人より得をしているのではないか。し たがって、そこに所得を観念できるのである から、その所得に税金を課税すべきだという 議論があります。こういう所得を、インピュ ーテッド・インカム、帰属所得といい、実際 にこれに課税をしている国もあるのですね。

例えば、自分で車を持っている人と持って いない人を比べると、車を持っている人はレ ンタル料払わなくていいので、その分だけ、 自動車の所有にかかる所得があるんだという ように考えて課税をします。そのような課税 の仕方は理論的に肯定されていますが、計算 や評価の仕方は難しいので、我が国では実施 されていないのです。

ただ、機会費用部分だけ所得課税をしても 問題はないといえるのです。そのことを、家 内労働に置き換えてみると、仕事を持たない、 例えば専業主婦がいるということは、家事労 働者、すなわちお手伝いさんにお金を払わな くて済む分だけ得をしているではないか、課 税するのが本来なのに、課税をしていないと いうのは例外的措置なのだ。このように考え ると、課税をしなくて済んでいるだけでも得 をしているのに、更にそこに配偶者控除を受 けさせるというのは、問題であるというよう な議論が展開されています。インピューテッ ド・インカムに対する課税がなされていない 上に控除が認められているのはおかしい、そ ういうことですね。

更には、配偶者控除は女性の社会進出や就 業調整の観点、あるいは男女平等社会の実現 という観点からも批判を受けることがありま す。就業調整とは、さきほどお話を申し上げ ましたが、103万円の壁の議論ですね。実際 に経済審議会などでも、労働に対してディス インセンティブを及ぼしているから、検討す べきである。すなわち、せっかく配偶者に能 力や意欲があっても、収入金額を103万円で 抑えようという方に行ってしまうという点を 問題視し、労働に対するディスインセンティ ブを排除すべきであるとするわけです。とこ ろが多くは誤解に基づくものでありまして、 収入金額が103万円を超えても別に控除が切 れるわけではないのだ、ということは先程申 し上げた通りなのです。扶養控除の場合はア ルバイトの収入金額が103万円を超えるとプ ツッと控除が切れてしまいますが、配偶者に 対する控除はそうではないわけです。

他方、男女共同参画社会の実現や男女平等 論の観点からについても考えねばなりません。 奥さんが、女性が社会進出して行こうという ところにですね、配偶者控除というのがある から、いわばそれが外に出て行こうという気 持ちを失せさせて、女性を外に出させない機 能を有するというコンテクストです。それは いわゆる社会進出を阻んでいるのだと。

ただ、いくつかここには問題があって、先 ず大事なことを確認しましょう。所得税法 83 条は、配偶者控除の意義のところで、「居住者 が控除対象配偶者を有する場合には」としか 書いてないんです。すなわち、居住者のこと を「男性」とか、「夫」とかは言ってないので すね。あるいは「控除対象配偶者」のことを 「妻」とは何も言ってないんです。逆に言う と、奥さんが働きに出て、ご主人が家で専業 主夫をやっていても、もちろんこの配偶者控 除は適用できるのです。

したがって、所得税法は男女の差を全くこ こでは意識してないというか、あえてどちら

にでも適用できるように、仕組みを作ってい るわけです。ですから奥さんはどんどん働き に行って社会進出していいのです。その代わ り配偶者控除を受けるときは、旦那さんが所 得を 38 万円以下に抑えるということなんで すね。そう考えると、ことさら男女不平等を 助長する制度だとする捉え方につきましては、 必ずしもそういうことではないのではないか という反論も用意されるわけです。ただ、多 くの傾向として、奥さんが専業主婦であるこ とが多いという点は間違いがないので、その ような主張が意味をなさないということを申 し上げているわけでは決してありません。た だ、所得税法の配偶者控除という制度が男女 不平等を助長しているという捉え方には疑問 も起こり得るということです。

もちろん男女別に書いてある条文もあるん ですよ。寡婦(夫)控除なんかがそうです。寡 婦(夫)控除は男か女かで、控除の適用範囲を 変えているんですね。むしろ男性の寡夫控除 の場合には控除の適用要件が女性の寡婦控除 よりも厳しく設計されている。このように男 女の別を分けて控除を規定している条文と、 男女の別を分けずに控除を規定する配偶者控 除や配偶者特別控除のような条文があるとい う点についても付言しておきたいと思います。

もっとも、103万円の壁については、税制 議論だけでは終わらない問題が包摂されてい ます。例えば、会社の扶養手当てなど多くの 会社で配偶者の収入が103万円を超えている と手当てをなくしているという問題がありま す。それは、租税法ではどうしようもない話 でありまして、各会社の内部規則などの中で、 それをどう扱うかの問題に止まりますし、あ るいは社会保険の関係でもやはり140万円の 壁などがあったりしますが、そういう問題も 兼ね合せて議論をしないと、労働に対するデ ィスインセンティブ論というのは解決できな い。したがって、配偶者控除を廃止したから 女性がどんどん社会進出をするかというと、 そんなことになるようには私には思えません。 少しはあるかもしれませんし、租税法が他の 法制度や会社の内部規則に対する影響を持っ ているという点はあるでしょうけど。

#### Ⅵ 扶養控除の見直しと給付付き税額控除

最後に扶養控除についてお話を申し上げた いと思いますが、これは配偶者控除の議論と は若干趣を異にしております。ここには、格 差社会の現状との関連で問題関心を寄せる必 要があると思われます。現在、低所得者の経 済実態というものが激しく悪いというのは、 よく耳にする話だと思います。欧米諸国も同 じような経験をしておりまして、例えばシン グルマザーやワーキングプアーの貧困問題が あるわけです。働いても一定の所得水準以上 に届かないというような非正規雇用の問題な ども踏まえて、この問題は社会問題として非 常に重要な関心事項であります。

アメリカやイギリスはいかにしてこのよう な状況に対処してきたか — 税制の対処と いう意味ではありますが — そのことも、お 話申し上げたいと思います。アメリカやイギ リスあるいはカナダ、スウェーデン等多くの 国が対応しているやり方に「給付付き税額控 除」というものがあります。これを我が国の 政策にも持ち込もうではないか、というのが 民主党の考え方です。ちょっとその話を説明 するのに分かりやすく外国のこともお話した いのですが、その前に税額控除と所得控除に ついて少しだけお話しておきます。

本日は所得控除についてずっとお話をして きましたが、所得控除で様々な考慮をするよ りも税額控除に移行すべきという議論があり ます。これを「所得控除から税額控除へ」と 説明することが多いのですが、どうしてかよ うな議論になっているかというと、所得控除 というのは、本当に生活に困っている人に効 果が及ばない、あるいは効果が弱いというこ とが言われたりします。例えば、年間の医療 費が 100 万円かかったとします。かかった 100 万円についての医療費控除の適用に当た って、もし税率が、最低税率の 5%の人が医 療費控除 100 万円を申告しても5 万円しか還 付されないんですね。

ところが、税率が37%の高い税率の適用を 受けている人、つまり所得の高い人は、同じ 100万円の医療費控除でも37万円の還付を 受けられることになります。いずれの納税者 が困っているかというと、間違いなく前者の 人が困っていて、この人は5万円しか還付を 受けられないにもかかわらず、高額所得者は 37万円も還付を受けられるというのは、おか しいのではないかという議論があるわけです。 このことはなぜかというと、所得控除として 医療費控除があるからです。

すなわち、所得控除とは控除を引いた後に 税率をかける仕組みになっているんですね。 税率の適用をした後に算出された税額から直 接一定率を控除するという税額控除であれば こういうことは起きないんです。

例えば、税額控除の代表的な例としては、 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)があ りますが、住宅ローン控除は高額所得者も低 額所得者も、みな一律計算どおりの控除を受 けられる仕組みになっておりますね。むしろ そういう方向に転換をしたらいいのではない か。すなわち所得控除だったものを、できる だけ税額控除に持って行こうというのが、今 の大きな政策転換の流れの一つであることを 先にご案内申し上げます。

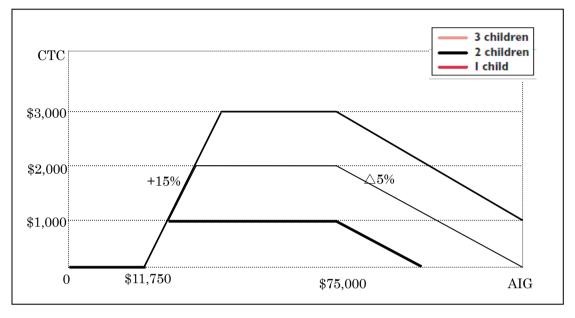
そこでアメリカやイギリスも扶養控除につ き税額控除という形で給付付きの控除の仕組 みを採ってきました。どういう仕組みかとい うと、普通税金というのは、還付申告をして も、自分がそれまで納めた以上の金額が還っ てくるということはないですね。源泉徴収で 30万円納めていた人がいくら還付金額が 80 万円の還付申告をしても、30万円以上のもの は還付されません。つまり還付というのは、 既に納付した税金が還ってくるわけでありまして、納めた税金以上のものが還付されることはありませんね。

ところが、給付付き税額控除というのは、 給付という言葉が示すとおり、その場合でも 80万円の支払があるのです。すなわち 30万 円部分が還付金で残りの 50万円部分はいわ ゆる補助金ですね。補助金と税金を併せたも のを税務署で支払ってもらうという仕組みで す。これが、これまでの税金に関するイメー ジとは違うんですね。税務署に行くと税金は 納めるものだと思っていたかもしれませんが、 これからはある部分はもらえるものという意 味になるのです。

最低限の生活をしている人に、文化的な生 活を営ませることが国家の要請でもあります ので、そうするとですね、一定水準――その 水準の置き方をどこにとるかは、国や法律に よって異なりますが――一定の水準以下の 所得の人が、納付した金額以上の還付申告を すれば、その税金の還付で足りない分は国か らお金がもらえるという仕組みです。

そこで、アメリカやイギリスは子供一人当 たりいくらの税金が還付されるかというよう な仕組みになっておりまして、そのような制 度設計が用意されております。





図表7で表されていますが、1child、 2children、3children と子供が増えるほど、 この CTC(Child Tax Credit)という控除の金 額が増える仕組みになっております。ただし、 AIG という横軸は、その人の所得金額を意味 するのですが、その人の所得金額が一定のレ ベル以上ではないと給付を受けられない仕組 みになっているのです。こういう控除や補助 金があって、働かなくて支給を受けられると 思うと、なにも苦労して働く必要はないとい うことにもなりかねません。そこで、やはり 大事なことは、働くことにインセンティブを 与えることであるとすると、一定の働きがあ った人だけ給付に与れるという建付けにして おけば、労働に対するインセンティブにもな り得るわけです。そこで、このような制度に なっているわけです。

したがって、CTC を受けるためには、一定 程度以上の所得を稼得しなければならない。 働いても一定の所得まで辿り着かなければ、 給付を受けられないという仕組みにするわけ です。イギリスなどもそうで、一週間に何時 間以上働かないといけない。25 歳以上で週 30 時間以上働かないとこの控除を受けられ ないという仕組みです。もちろん障害者だと か子供のいる人の場合は、労働時間は 16 時 間までで許容されるなどというルールも作り 込んで置くのです。そういう形で、どれだけ 労働を提供したのかということと、還付金の 金額がリンケージする仕組みを採用する例が 参考とされましょう。頑張れば頑張るほど、 給付付き税額控除を受けられるという仕組み が設けられているわけです。

こういうものを我が国でも採り入れるべき かどうか、本日議論を紹介できるほど我が国 での議論が煮詰まっているわけではありませ んので、どんな制度設計になることかは更に 考えていく必要があります。

このような制度を所詮外国のものだという ように思うのではなくて、自分達の、もう明 日にも控えている新しい税制であるという気 持ちでこれからの税制調査会議論などに関心 を持っていただければと思います。

# 最後に

本日のお話は所得控除というものを切り口 としまして、担税力に応じた課税、租税の負 担能力に応じた課税というものがいかにして 公平を担保するのか、そして最近どんな議論 が起きているのか、少し射程範囲の広いお話 を急ぎ足で眺めてみましたが、与えられた時 間がまいりましたので、この辺りにいたした いと思います。

ご清聴どうもありがとうございました。